

令和元年12回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	令和元年12月25日(水)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後4時00分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後5時17分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	出	12	坂 本 和 彦	出
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	遅刻		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	出		野 口 秀 明	出
8				吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	出
10	中 嶋 安 男	欠		小 淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
次 長 清水周二
書 記 加々美君代
書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和元年第 12 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、中嶋安男委員から欠席の旨、柴崎高志委員から遅刻の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は 11 名中 9 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和元年第 12 回寄居町農業委員会総会、 日程第 1、議事録署名委員の選任について。 日程第 2、議案第 111 号、寄居町農業委員候補者評価委員会委員の選任について。 日程第 3、議案第 112 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について。 日程第 4、議案第 113 号から議案第 114 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 5、議案第 115 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 6、議案第 116 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第 7、議案第 117 号から議案第 127 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 8、議案第 128 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上でございます。
議長	それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、小和瀬守委員と内田平三委員をお願いいたします。 続きまして、日程第 2、議案第 111 号、寄居町農業委員候補者評価委員会委員の選任についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 111 号について事務局の説明を求めます。 過日、竹澤農業委員さんが辞任をされまして、現在、欠員の農業委員 1 名の募集を行っているところです。募集期間は、12 月 9 日から来年 1 月 8 日までとしており、現在のところ応募等はいただいておりますが、候補者が募集人数を超えた場合は、農業委員候補者評価委員会を設置し、御検討いただくことになります。この評価委員会は、委員長を副町長といたしまして、農業委員会から 3 名以内、町長が任命する町の職員から 3 名以内、それと農業委員会事務主管課長である農林課長で構成することとなっております。農業委員会から 3 名以内となっておりますが、このたびの欠員の募集は農業委員 1 名ということですので、農業委員会から 2 名の選出をお願いしたいということでございます。先ほども申し上げましたとおり、今のところ応募等はございませんが、もし候補者が複数となった場合、募集締め切り後の農業委員会の総会では、農業委員会からの農業委員の選任が間に合わなくなる恐れがありますことから、今月の総会において、あらかじめ決定させていただきたく、上程するもので

発 言 者	内 容
	ございます。 なお、募集期間終了後、候補者が募集人数を超えなかった場合は、この評価委員会は設置されない場合もございますので、御了承ください。 説明は、以上でございます。 議長 ただいま事務局から、2名を選任するとの説明がありました。本日出席の委員さん方には、この場で話し合いをしていただきまして、評価委員となる2名とその報告をする方を選任していただきたく、お願い申し上げます。 それでは、話し合いをお願いいたします。暫時休憩といたします。 (話し合い終了後) 議長 それでは、再開といたします。決定したようでありますので、報告をお願いいたします。野澤委員お願いします。 野澤委員 はい。それでは、御報告いたします。石澤清治委員と小和瀬守委員にお願いすることになりました。 議長 ただいま野澤委員から、石澤清治委員と小和瀬守委員を、寄居町農業委員候補者評価委員会委員にという御報告がありました。 それでは採決いたします。 議案第111号について、この2名で決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 議長 全員賛成ですので、議案第111号は先ほどの報告のとおり決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第112号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてを議題といたします。 それでは、議案第112号について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案書の2ページと2-1と書かれているもの、また机上配布したものを御覧ください。農地法第3条第2項第5号、下線を引いたところでございます。農地を農地として権利を取得する許可につきましては、権利取得後の耕作面積が、都府県では、合計で50アール以上という基準がございます。この50アールという下限面積の基準につきましては、農業委員会が、農林水産省令の基準に従いまして、町の全部又は一部につきまして、別段の面積を定め、公示した場合には、50アール未満とすることができるものでございます。その農林水産省令の基準が、本日、机上配布いたしました資料の農地法施行規則第17条第1項の下線を引いたところになります。第1号では、別段の面積の設定区域につきましては、自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域であることとされておりまして、第3号では、その区域内において、設定しようとする面積未満の農家数が区域内農家数の概ね4割以上であることとされておりまして、 本町におきましては、これまで、自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域といたしまして、昨年度には検討、見直しを行い、それまでの旧折原村の区域のみだったものを寄居町全域に設定しました。農地台帳によりますと、全ての区域におきまして、全農家数に対して、耕作面積30アール未満の農家が4割以上となっております。 以上のことから、寄居町全域につきましては、別段の面積を、30アールと設定するものでございます。

発 言 者	内 容
	なお、御決定をいただきました後に、告示いたします。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、何か御意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 112 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 112 号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 113 号から議案第 114 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 113 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の 3 ページを御覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。
事務局	それでは、議案第 113 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 現在町では、男衾駅東口通り線駅前広場の整備を進めております。案内図で、今回の申請地の駅寄側が全て(譲受人)さんの農地であり、町の計画の事業用地にかかったことから、お隣の所有者の(譲渡人)さんから譲っていただけることになったそうです。(譲受人)さんの所有している農地の隣接地であるため、農作業の効率化が図れると見込まれます。駅周辺ということもあり、景観作物を植える予定でおるそうです。なお、許可後には、案内図のとおりに分筆する予定でおります。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。
野口推進委員	野口委員。 12 月 21 日の午後に、石澤委員、内田委員と 3 名で現地を確認してきました。事務局から説明があったとおり、町の男衾駅東口の整備の関係ということで、代替地として取得するということですので、特に問題はないと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 113 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 113 号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 114 号について、事務局の説明を求めます。

発 言 者	内 容
事務局	それでは、議案第 114 号につきましては、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 自宅にすぐ隣接していることもあり、譲渡人の(譲渡人)さんから(譲受人)さんが譲り受けることになったそうです。(譲受人)さんは、梅やミカンを作っておりますが、今回の申請地では、自宅のすぐ裏ということもあり、露地野菜などを作付けしたいということです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上でございます。 (柴崎委員入室)
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 坂本委員。
坂本推進委員	去る 19 日に、柴崎委員と一緒に現地を見てきました。ここにつきましては、(譲受人)さん宅に続いているところで、現在(譲渡人)さんのところが少し荒れ地になっているので、(譲受人)さんに譲って栽培をしてもらえれば、かえっていいのではないかとということで、特に問題はないかと思えます。御審議のほどよろしく願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 114 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 114 号は原案のとおり決定いたします。
	続きまして、日程第 5、議案第 115 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてですが、野澤明廣委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。 (野澤委員 退席)
議長	それでは、議案第 115 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 4 ページを御覧ください。 まず、1 点訂正をお願いいたします。申請地の〇〇—〇の面積ですが、正しくは、〇〇平方メートルとなります。お手数ですが、訂正をお願いいたします。なお、合計の面積に訂正はありません。申し訳ございませんでした。 それでは、御説明に移らせていただきます。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 115 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 現在、御自宅への進入路及び植木業を行うのに必要な車両置き場、また赤土置場として利用しています。許可を得て、今後も利用していきたいとのことで、今回の申請に至ったとのことです。

発 言 者	内 容
	本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものである場合につきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、再度で申し訳ございませんが、申請地の〇〇—〇は、〇〇—〇の誤りとなります。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 小和瀬委員。
小和瀬委員	22 日に、野澤委員のところへ行ってきました。ここは、戦後の入植ということで、北側に元の居宅があります。その周りには、事務局の説明のとおり、植木業に必要な資材、道具、ハウスが建っているわけでございますけれども、後継者もいますので、これからますます発展していただきますように、是非とも皆様に御審議していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 115 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 115 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	(野澤委員 着席)
議長	続きまして、日程第 6、議案第 116 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。
	それでは、議案第 116 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 5 ページを御覧ください。
	農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。
	それでは、議案第 116 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	この議案第 116 号につきましては、この後に御審議をいただきます議案第 127 号と関連があるものですが、当初申請地のみの計画でしたが、議案第 127 号の申請地部分に住宅を建て、本議案の申請地は駐車場等の敷地として利用したいとのことから計画変更の承認を求めるものです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の

発 言 者	内 容
議長 石澤委員	第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 石澤委員。
議長	去る21日に、内田委員、野口委員と3名で、現地をよく見てまいりました。申請地は、ほぼ住宅に囲まれているところでございます。現状は畑になっておりまして、一部隣地には、梅や柿などが植わっていましたが、事務局の説明のとおり、当該地は、127号との関連もありますけれども、拡張ということで支障はないと現地を見てまいりました。よろしく御審議のほどお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第116号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第116号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	続きまして、日程第7、議案第117号から議案第127号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第117号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の6ページを御覧ください。
事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。
事務局	それでは、議案第117号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)さんは現在、既存敷地内に車両を駐車していますが、様々な車両の出入りが多く危険が伴うため、申請地を駐車場として利用できれば、作業の安全と効率化につながるということで、今回の申請に至ったとのこと。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
八木委員	八木委員。
八木委員	22日に、室岡会長と私が、現地調査をしてまいりました。申請地周辺を既に所有している(譲受人)さんが、工場の駐車場敷地として利用するために売買するというものです。事務局の説

発 言 者	内 容
議長	明のとおり、敷地が工場に接しているところです。現況については、除草をされた保全管理農地で、北側は道路に接しており、約 5 メートルの幅員がございます。駐車場として利用するには、合理的で、問題ないものと思われますので、御審議をお願いいたします。 他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 117 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 117 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 118 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 118 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 次に御審議いただきます議案第 119 号と関連があるものですが、現在(譲受人)さんが利用している駐車場が、寄居桜沢工業団地の拡張の指定区域に入っております。その関係で、土地を返却することになり、新たな駐車場の候補として、本議案の申請地、次の議案第 119 号の申請地及び深谷市の非農地の 3 か所が挙がりました。土地所有者から借り受けられることになり、今回の申請に至ったとのことです。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 八木委員。
八木委員	22 日に、私八木が、(譲渡人)さんにヒアリングをしてまいりました。(譲受人)さんが、駐車場として借りているところが、新たにできる工業団地の予定地となるため、近くにある申請地を、代替えの駐車場として利用したい旨の申し出があり、賃貸借をしたいということです。申請地は、現在も野菜畑として利用している状況で、東側が有効幅員 3 メートル程度の道路に接しております。駐車場としての利用について、問題の無いものと思われますので、御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 118 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 118 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。

発 言 者	内 容
事務局	次に、議案第 119 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 119 号につきまして、御説明申し上げます。 （議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述）
事務局	御説明は、先ほどと同様となります。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 八木委員。
八木委員	先ほどの 118 号議案と同様の理由、申請目的であります。（譲渡人）さんには会えませんでした。22 日に現地確認いたしました。こちらの現況は、きれいに耕耘をされた農地でありました。全体が、道路より 20 センチ程度低くなっているような土地ですが、周辺は、道路整備、また宅地化もされており、駐車用としての利用に問題はないと思われます。御検討をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 （委員の中から、「なし」の声）
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 119 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 119 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 120 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 120 号につきまして、御説明申し上げます。 （議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述）
事務局	駅に近く通勤通学に便利であること、公共施設やスーパー等も近いことから、需要が見込まれるため、今回の申請に至ったとのことことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 八木委員。
八木委員	申請地は、周辺が宅地化されたところで、不動産会社が宅地分譲するために売買したいということです。20 日に、八木が現地確認をしました。申請地は、西側に、蓋のされた側溝を含めて有効幅員 5 メートルの道路が整備されております。保全管理をされた状態で、境界杭には赤いスプレーなども確認できました。第 3 種農地ということもあり、問題ないものと思

発 言 者	内 容
議長	います。御審議をお願いいたします。 他に御意見はございますか。 （委員の中から、「なし」の声）
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 120 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 120 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 121 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 121 号につきまして、御説明申し上げます。 （議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述）
事務局	申請地は、これまでも（譲受人）さんの寄居工場の従業員駐車場として利用されておりました。（譲受人）さんが駐車場として借り受ける前から駐車場利用されていた土地で、農地とは知らずに利用してきたそうです。許可を取り、今後も利用していきたいとのことで、今回の申請に至ったということです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、この申請には、始末書が添付されております。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 柴崎委員。
柴崎推進委員	去る 23 日に、現地調査をしてまいりました。この土地については現在、（譲受人）さんが使用しているわけですが、それ以前から駐車場利用されておりました。それと、北に〇〇寺というお寺がございまして、〇〇寺の臨時の駐車場としても利用されていた土地でございます。もう既に、相当な期間駐車場として利用してきた土地でございます。申請地の北と南の土地も（譲渡人）さんの土地となります。申請地南側には、水が流れないように U 字構が施されておりまして、農地への影響はないと思います。よろしく御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 （委員の中から、「なし」の声）
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 121 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 121 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第 122 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 122 号につきまして、御説明申し上げます。

発 言 者	内 容
事務局 議長 柴崎推進委員	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)さんは現在、寄居工場の敷地に余裕がないため、海外からの木材輸入を、一度行田工場に搬入してから、寄居工場に空きが出次第、搬入をしています。運搬費等もかさみ、急な受注が入った際に困っていることから、工場の近隣で資材置場として利用できる場所を探していたところ、申請地を譲ってもらえることになり、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 柴崎委員。
議長 議長	先ほどの121号と同様、23日に現地調査をしてまいりました。この土地については、案内図と公図を見enいただきますと、既に北側には、(譲受人)さんの工場の建物が建設されています。東側には、相当の年月が経っておりますが、1戸建てのアパートが3棟建っております。西側には道路が出来ており、さらに西側は、住宅地になっております。既に、宅地が申請地を囲んでおり、また優良な農地とは思えない形になっております。現地調査時にも、大きい木材を積んだトラックが出入りするということで、確かに、(譲受人)さんにとっても、この土地は利用価値があるんじゃないかと思受けられました。農地としては、農地の機能を失ったような土地で、草刈りをしているだけの土地でございます。 以上が見てきた結果でございますので、よろしくお願ひします。 他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長 議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第122号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第122号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第123号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第123号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 駅や公共施設、またスーパー等にととても近く、住宅地であり、生活環境が整っていることから、需要が見込まれ、今回の申請に至ったとのことです。周辺は、既に宅地化されております。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。

発 言 者	内 容
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 柴崎委員。
柴崎委員	去る 12 日に、坂本委員さんと現地を見てまいりました。この地図を見ればわかると思いますが、周り中、宅地化が進んでおり、北側に堀があります。境杭もしっかりと入っており、問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 123 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 123 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 124 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 124 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)さんは現在、水道業を主として行っております。従業員の数も少しずつ増えていること、資材置場にも重機を置かざるを得ない状況であることから、さらに駐車場敷地がどうしても必要であり、所有者に相談したところ、借りられることになったため、今回の申請に至ったとのことです。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 小野田委員。
小野田委員	去る 20 日に、加藤委員と現地調査に行ってまいりました。現地は現在、農地でございまして、杭が打ってありました。しっかりと整地されておりました、きれいな状態です。駐車場しては問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 124 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 124 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 125 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 125 号につきまして、御説明申し上げます。

発 言 者	内 容
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 次に御審議をいただきます議案第 126 号と関連するものですが、近隣に高い建築物がなく、太陽光を十分得ることができることから、他の農地も検討した結果、今回の申請に至ったとのことです。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
須賀推進委員	須賀委員。 12 月 21 日の土曜日に、中嶋委員と私須賀で現地確認に行つてまいりました。申請者につきましては、東京都在住ですが、実家が〇〇地区ということで、お母さまと面談が出来ました。この農地につきましては、親が高齢で、申請者は東京都在住ということで、とても管理できる状態ではないということを聞いてきました。それから、現地を見ましたところ、何年も手が入っていない状態ということで、このままでは、草が繁茂して近隣の農地に迷惑をかけるのではないかとということなので、申請については問題ないものと思われまので、よろしく御審議をお願いします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 125 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 125 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 126 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 126 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)さんは、議案第 125 号の太陽光発電の工事業者であり、工事の際に、工事車両の進入路として一時的に利用したいとのことから今回の申請に至ったとのことです。
事務局	なお、一時転用終了後のメンテナンス等の際には、今回の申請地は利用せず行うことを確認しております。
事務局	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	また、一時転用につきましては、一時的な利用に供された後に、速やかに農地として利用できる状態に回復されることが確実かどうかを審査することとされております。一時的な利用に該当する例としては、建築現場の周辺に資材置場を設置する場合や大きなイベント等の会場付近に臨時駐車場を設置する場合、砂利採取を行う場合などが挙げられます。

発 言 者	内 容
議 長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 須賀委員。
須賀推進委員	この件につきましても、12月21日の土曜日に、中嶋委員と私須賀で、面談と現地確認をしてまいりました。事務局の説明のとおりですが、125号の関連で、地図で見ると平面でわかりませんが、1メートル50センチくらいの段差がありまして、直接ここに入ることはできませんので、今回申請ということでございます。また、内容はというと、鉄板を敷いて、その上を通ると、工事完了後には原状復帰で返却するというところでございますので、何ら問題はないものと思われまいますので、よろしく御審議のほどお願いします。
議 長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第126号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第126号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第127号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第127号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	議案第116号での御説明と同様ですが、自己用住宅敷地として許可の出ている北の農地の計画変更に伴った拡張の申請となります。
	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議 長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 石澤委員。
石澤委員	116号で御審議をいただきました場所の内容と同様ですが、(譲渡人)さんにお会いしまして、いろいろと聞いてまいりましたら、(譲受人)さんとは知人で、道路側は駐車場として利用するとのことでした。場所としては、周辺を宅地化された農地でありますので、支障はないものと、現地を見てまいりました。御審議をよろしくお願いします。
議 長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第127号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

発 言 者	内 容
議長 議長 事務局	全員賛成ですので、議案第 127 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 続きまして、日程第 8、議案第 128 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、新井一弘委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。 (新井委員 退席) それでは、議案第 128 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の 8 ページを御覧ください。 農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。 この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。 また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。 それでは、議案第 128 号につきまして、御説明申し上げます。 借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 3 人です。 貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 9 人です。 合計 14 筆で 7,391 平方メートル、そのうち、田が、1 筆で 1,023 平方メートル、畑が、13 筆で 6,368 平方メートルです。 なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 128 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 128 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 (新井委員 着席)
議長	以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。
石澤委員	はい。
議長	石澤委員。
石澤委員	農地法第 3 条第 1 項の許可申請があったものを、この委員会でも原案のとおり認めてきております。4 月から 12 月含めると、全部で 13 件あるとチェックしてあります。特に、我々男衾地区の数件については、確かに農業経営の規模拡大という理由で取得したものの、半年

発 言 者	内 容
	過ぎて、ほとんど手も入れていないところが見受けられますので、3条で取得されたところについては、どういう指導をしたらいいのかについてお教えいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。
議長	事務局。
事務局	数件というのは、具体的にはどのくらいでしょうか。
石澤委員	はい。5月にこちらで審議しました第42号、8月に審議しました65号、67号等については、我々が現地調査の際に見ても、いかがかなと。3人とも首をかしげておりますので、そういったものは、どういう風に、助言、指導をしたらいいのか、その辺についてお教えいただければありがたいです。
事務局	はい。事務局のほうでも、そちらの案件について、今一度現地を確認しまして、耕作者の方等にも指導をしていきたいと思いますので、地区の委員さん方とも連絡を密に取り合いながら進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
石澤委員	はい。分かりました。
事務局	お願いいたします。
議長	追跡をして、ご指導いただくということでお願いいたします。
	他には、よろしいですか。
	(委員からなしの声)
議長	事務局から、何かありますか。
事務局長	事務局から1点、御連絡をいたします。
	今回の総会ですが、1月27日月曜日の午後1時30分からでお願いいたします。繰り返します。1月27日月曜日の午後1時30分からでお願いいたします。
	以上でございます。
議長	それでは他に無いようですので、令和元年第12回総会を閉会いたします。
	御協力ありがとうございました。
事務局長	(起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	署名委員の決定について議長指名により 小和瀬守委員 内田平三委員 以上2名を選任する
	上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。 令和元年12月25日
議 長	室 岡 重 雄
委 員	小 和 瀬 守
委 員	内 田 平 三